

県立飯能高等学校 学校部活動に係る活動方針

令和6年4月

◆ 活動の基本方針

- 学習活動と部活動との両立を通して、充実した学校生活の実践を図るとともに、「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、計画的で効果的な活動の実践を通して、生徒の心身の健康の増進を図る。

◆ 指導体制の整備について

- 各顧問は、年間活動計画及び月間活動計画・実績を作成し、校長に提出する。
- 各種計画及び活動実績は、生徒及び保護者に公表する。
- 各部活動とも原則複数顧問による指導体制を整える。
- 必要に応じて、外部指導者等について積極的に活用し、専門的な指導を生徒に提供する。
- 活動は顧問の指導の下に行うことが原則であるが、やむを得ず顧問が活動場所を離れる際には、安全に配慮した活動内容にするとともに、事故防止に努めるよう指示をする。
- 事故や怪我等が発生した場合の保護者への連絡は、原則として当該生徒が所属する校舎の顧問等が行う。
- 管理職は、適宜部活動の視察し、必要に応じて顧問や外部指導者等と面談を実施する。

◆ 具体的な活動の進め方について

- 効率的で安全な練習メニューを作成し、生徒が自主的かつ自発的に活動できるよう校内研修の開催や、郊外で実施される研修会・講習会等への参加を推進する。
- 施設や設備の点検を定期的実施し、事故の防止に努める。
- 体罰やハラスメントの根絶を目指し、職員研修を実施する。
- 顧問、担任、養護教諭等の連携を図り、生徒間のいじめやトラブルを未然に防止する。
- 教職員及び生徒対象の救命救急講習を実施する。
- 部活動費用を徴収する際は、管理職の指導の下、保護者の理解を得るとともに会計報告を行うなど適正な処理を実施する。

◆ 適切な休養日等の設定について

- 成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、また、顧問である教職員の働き方改革を鑑み、下記のとおり設定する。
- 1日の活動時間は、平日2時間程度、休業日3時間程度とする。
 - 学期中は、原則週2日以上程度（平日1日以上かつ土日いずれか1日以上）の休養日を設定する。大会等により休養日が確保できない場合には、別日程で代替日を確保する。
 - 生徒教職員の心身の健康等を考慮し、「ノー部活動デー」を設定するとともに、定期考査1週間前及び定期考査中の活動は、原則休止とする。
 - 長期休業中は、学期中の休養日に準ずるとともに、一定程度の休養期間（オフシーズン）を設ける。
 - 管理職は、生徒の意思に反して強制的に加入させることがないようにするとともに、可能な範囲で生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる環境を整備する。
 - 管理職は、実情に応じて、学校種を越えた合同練習等を実施するなどにより連携を深め、生徒同士の切磋琢磨や多様な交流の機会を設ける。
 - 管理職は、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。